



公益社団法人 日本バス協会
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル9階

貸切バス事業者安全性評価認定制度の変更について ～2011年度の制度開始以来、初の抜本的見直しを行います～

公益社団法人日本バス協会（会長：清水 一郎）は、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・認定・公表する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を2011年度より実施しております。

近年、コロナ禍を経た貸切バスの需要回復に合わせ、一層の運行管理の強化が必要であり、人為的ミスや健康起因による事故の防止が求められています。また、2024年度より改正される関係法令への対応も必要となっております。このような状況に対応し、貸切バスをより一層、安心・信頼してご利用していただけるよう、下記のとおり制度開始以来初の抜本的見直しを実施いたします。

記

1. 主な変更点 ※詳細は別紙のとおり

- 《1》 運行管理などについて審査基準の厳格化
- 《2》 健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組への評価
- 《3》 規則等改正への対応
 - ・ 点呼の録画やデジタル式運行記録計等の義務化
 - ・ 2024年問題（改善基準告示）等
- 《4》 評価認定マークの変更及び最高評価を三ツ星から五ツ星にするなど認定種別の変更



（現行の評価認定マーク）

（新評価認定マーク）

2. 実施時期

2024年度の取組内容から対応（2025年度申請）

※審査基準の厳格化については、2024年度申請より一部先行実施

（参考）貸切バス事業者安全性評価認定制度

認定事業者 2,028者（貸切バス事業者の57%、日本バス協会会員事業者の79%）

日本バス協会 清水会長コメント

新たな貸切バス事業者安全性評価認定制度を導入することにより、安全性の向上を促進するとともに、貸切バスの信頼を高めたい。

以上

詳細

《1》運行管理などについて審査基準の厳格化

- ・行政処分に対する減点の強化
- ・法令遵守に対する厳格化（法令遵守に対する配点を全面的見直し）

《2》健康管理、先進安全自動車など安全に対する高度な取組への評価

人為的ミスによる事故防止への取組

- ・安全性能が高い車両の導入推進のため、衝突被害軽減ブレーキに加え、ドライバー異常時対応システム等国土交通省補助対象となっている先進安全自動車（ASV）の装置に評価対象を拡大

健康起因による事故防止への取組

- ・運転者の健康管理を強化するため、従前の「睡眠時無呼吸症候群対策」「脳血管疾患対策」に加え、「心臓疾患・大血管疾患対策」、「視野障害対策」を評価対象とし、国土交通省のガイドライン等に基づき規程等を作成し、計画的に検査を実施している事業者について高く評価

教育・訓練強化による事故防止への取組

- ・通常の走行訓練に加え、山岳道路、雪山等における走行に特化した研修や訓練を実施している事業者を高く評価

《3》規則等改正への対応

運輸規則改正への対応等

- ・点呼の録画やデジタル式運行記録計等の義務化をはじめ、改正される運輸規則に基づき審査を実施し、遵守されていない場合は不認定とする
- ・検知データ保存が可能等の高性能アルコール検知器の導入について高く評価

改善基準告示への対応

- ・改正される改善基準告示よりも厳しい労務規程を設けている事業者を高く評価
- ・改正される改善基準告示に対応し、遵守されているか厳しく審査し、対応できていない場合は不認定とする

《4》評価認定マークの変更及び最高評価を三ツ星から五ツ星にするなど認定種別の変更

- ・2025年以降、新基準の申請で認定された事業者については、新評価認定マークを交付
- ・三ツ星の3段階における評価から五ツ星の5段階における評価に変更

※具体的な変更内容につきましては、別途お知らせいたします